

### 2018 健康・福祉 フェスティバル

17回目となる「健康・福祉 フェスティバル」を開催します。ぜひ、健康づくりのきっかけにご来場ください。

日時 9月27日(木)10時～16時15分(予定)

場所 さくら館

主な内容

- 復興支援バザー・即売会
- AED操作体験
- パラスポーツ体験
- 未病見える化コーナーでの健康測定
- 血圧測定、健康・栄養・薬の相談(糖尿病週間行事)
- 手作り品・パンの販売
- ワクワク!おんがく♪たいそう
- 腸内年齢測定
- 若い世代への乳がん検診(超音波検査・予約制)
- 栄養サポートステーション
- 福祉相談会
- 里親制度PR
- 救急車・消防車の展示 など

【午後】

○社会福祉功労者顕彰式(町社会福祉協議会主催)

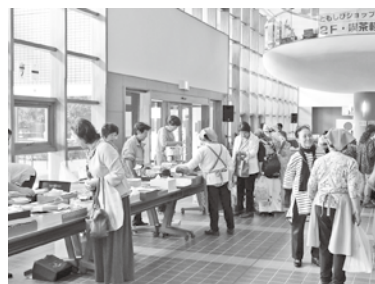
○健康長寿の秘訣! からだをつくる「食事」と「運動」

○各種団体活動発表

その他  
・昨年に続き、画家のAKIさんの作品展示を行います。  
・当日は、温水プールを無料で利用できます。

照会先 さくら館

☎8510800



### 住宅・土地統計調査にご協力をお願いします

平成30年10月1日現在で全国一斉に「平成30年住宅・土地統計調査」が行なわれます。全国で約370万世帯が対象となり、箱根町では約260世帯が調査対象となります。

### 少年少女消防体験 ～災害への備えを学ぶ～

8月21日、県消防学校(厚木市)で「少年少女消防体験」が行われました。

毎年、町内の小学4～6年生を対象に実施し、今回は26回目を迎え、41人の児童が参加しました。

地震や強風などの体験コーナーでは、自然災害の怖さや災害への備えの大切さを知ることができました。

また、消防車への乗車や放水体験など、消防士の仕事を体験し、火災の怖さも学ぶことができました。

写真は放水体験の映像です。



### 消防団第11分団が 神奈川県消防操法大会に出場しました

7月25日、神奈川県総合防災センター(厚木市)で開催された「第51回神奈川県消防操法大会」に足柄下支部を代表して消防団第11分団(中里分団長以下28名)が出場しました。山口町長臨席の中、ポンプ車操法の部で優良賞を受賞しました。皆さんの暖かいご声援ありがとうございました。

また、同日、佐須消防団長他消防団幹部が町役場を訪れ、山口町長に結果を報告しました。

照会先 消防本部消防総務課

☎8214512



調査世帯には、9月中旬から下旬にかけて調査員が調査票の配布に伺います。この調査の結果は、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く活用されるものですので、回答をお願いいたします。

照会先 総務防災課

☎8519561

### かながわこども民俗芸能フェスティバル くれとろびーと2018

県内各地の子ども達が活躍する民俗芸能をご紹介します。世代を越えて受け継がれてきた「心と技」「舞や踊り」「祭の音」、そんな「地域のたから」に触れてみませんか? 今年は箱根神社の延年の舞の皆さんが出演します!

出演団体(50音順)

- 鶴見の田祭り(横浜市鶴見区)
- 野川親子太鼓(川崎市宮前区)
- 野比の虎踊り(横須賀市)
- 箱根延年の舞(箱根町)
- 主催 かながわ伝統芸能祭実行委員会(事務局:神奈川県文化課)
- 後援 神奈川県教育委員会、

### あなたの住んでる街のために、あなたの「チカラ」を かけてくれませんか

町消防団では、消防団員を募集しています。

消防団は、普段仕事をしながら、自分たちが住む地域の安全と安心を守る使命をもって活動しています。

また、近年は女性団員のきめ細かい対応や活動への期待が高まっています。

あなたも、地域防災を推進する消防団に入団しませんか。興味のある方、応募を心からお待ちしております。

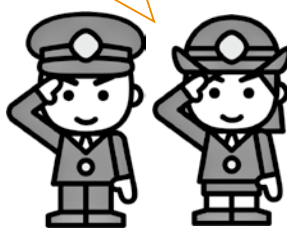
対象 町内在住・在勤の18歳以上の方

照会先

- ・消防本部消防総務課
- ・各地域の消防団員

☎8214512

### 男性・女性ともに 消防団員募集中!



### 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定申請を受付けています

箱根町では、7月6日から「生産性向上特別措置法」に基づき、町内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等が労働生産性を向上させるために策定する「先端設備等導入計画」の認定申請を受付けています。

認定を受けることにより、中小企業者等は、一定の設備投資については固定資産税(償却資産)が3年間免除となるほか、国の各種補助金の優先採択の対象となるなど、優遇措置を受けることができます。

認定申請の流れや、申請時に必要な書類の詳細等は、中小企業庁や町のホームページでご確認ください。

照会先 観光課

☎8517410



### 「救急の日」及び「救急医療週間」

9月9日は、皆さんに救急医療と救急業務について正しい理解と認識を深めてもらうため、「救急の日」と定められています。また、この日を含む一週間(本年は、9月9日(日)から15日(土)まで)は「救急医療週間」です。

〈救急車の適正利用にご協力を!〉

町の平成29年の救急件数は、2,179件で、前年に比べて34件増加しました。同じ地域への出動が重なれば、他の地域の救急隊が出動することになるため、現場への到着に時間がかかり救える命が救えなくなる恐れがあります。緊急性がなく自分で病院に行けるような場合は、救急車の安易な利用を避けるようお願いいたします。

なお、病气やけがで救急車を呼ぶか迷ったときは、スマートフォン用全国版救急診アプリ(愛称「Q助」)や



☎8214511

「救急車を上手に使いましょう」、「救急受診ガイド」をご利用ください。詳しくは、総務省消防庁のホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)をご覧ください。

〈応急手当を身に付けましょう〉

尊い命を救うためには、救急車が現場に到着するまでの間に、現場に居合わせた方が適切な応急手当を行うことがとても重要です。家族や大切な人を守るために救命講習を受講しましょう。

※9月10日(月)に「上級救命講習」を行います。詳細は、「広報はこね」8月号4ページを参照してください。

照会先 消防署警備課救急係

☎8214511